

# 民俗博物館だより

Vol.34 No.2

2007. 9. 15



犁を使用した牛耕風景（生駒市南田原町、昭和51・52年頃）

## 目次

マキハダづくりを追って（上）	福島 俊弘	1
国指定重要有形民俗文化財 「吉野林業用具と林産加工用具」の概略	森本 仙介	3
県指定有形民俗文化財 「奈良県の牛耕用具」の概略	岩宮 隆司	6
大阪の資産家に救われ奈良の農家に来た牛	岩宮 隆司	10
民俗公園だより 自生する樹木	川瀬 浩	11

## マキハダづくりを追って (上)

天理市立北中学校夜間学級 (夜間中学) 教員 福島俊弘

### はじめに

20世紀は人類の歴史上かつてない激動のときであった。「もの」の文化にとっても例外ではなく、技術や道具・機械の進化は人の意識が取り残されかねないくらいの急変化を続けてきた。そんななかで、新しい物が生まれると古い物が消えてしまうということがくり返されてきた。「もの」が消えると同時に技術も消え、同時に人の記憶からも薄れてしまっている。特に、職人の経験や技にたよって親方から弟子へと受け継がれてきたような手仕事は、一旦とぎれてしまうとその貴重な技は消滅してしまうことになる。それでも、高価な物や芸術性に見いだされたものは何とか受けつがれているが、そうでない物はほとんど見向きもされていない。しかし、消えたりしている「もの」に関わる技術や文化は、これから進む未来にあっても必要なものであるはずである。ここで述べる『マキハダ』も昨年まで本県桜井市で仕事をされていた職人がなくなり、消えそうになっている。

筆者が勤務する天理の夜間中学には、この仕事を生業としてきた在日朝鮮人も通っている。彼女たちが学びの中で書いてきたマキハダの仕事のことも貴重な記録として残してきている。それを単なる学びの記録にとどめず、個人の記録を社会化する作業のなかで調査を続けてきた。その一端を述べてみたい。

なお、桜井のマキハダについては、すでに当館の横山浩子学芸員によって調査報告がなされているので合わせてご覧いただきたい<sup>(1)</sup>。

### 1 名称と用途

マキハダは、木造船の板と板の間に充填して浸水を防止するために使用されるものである。主に、桧の皮を加工して縄状にしたものである。「まきはだ」や「ひのき縄」、「ひなわ」、「まきなわ」など様々な呼び名がある。『広辞苑』(第5版)には、<「楨肌」⇒まいはだ>と書かれていて、「まいはだ」の項には次のように書かれている。<「まいはだ」【楨皮・楨肌】(マキハダの音便) ヒノキやマキの内皮を碎き、柔らかい繊維としたもの。舟・桶などの水の漏るのを防ぐため、合わせ目または接ぎ目に詰めこむ。のみ。のめ。>。

主たる用途は木造船の防水詰め具であるが、その他

にも様々な利用がなされている。聞き取りで確認しただけでも、桶、風呂桶、雨とい、下水道管、炭鉦の坑道などがある。また、火縄銃の「火縄」や鵜飼いの手綱としての利用もされていたようだ。下水道管については、桜井から名古屋市の下水道局へ随分卸していた、という話を複数の人に聞いている。下水管の継ぎ目に太い縄(マキハダ)を詰めていたらしい。



マキハダ(桧製/桜井・広島)

### 2 マキハダ詰めの実際

実際にマキハダを船に詰める場面を見学する機会があった。琵琶湖の『丸子船』と呼ばれる木造船を修理している船大工・松井三四郎さんの工場での記録から概略を見ておく(2002年3月)。

竹で作った自作の「サキヤリ」に油を付けて滑りよくしながら船底の板と板の隙間をこじ開ける。縄状のマキハダを適度の太さにはぐして、隙間の大きさに合わせながら「ヤトク」をあてて、木製のハンマーで打ち込む。キーコ、キーコと板と竹がすれる小気味よい音をさせながらテンポよく進める。これを、3、4回繰り返してマキハダが適度の詰まりになるように、音で確かめながらの作業であった。

松井さんは、「海の船は桧皮製、淡水(湖・河川)の船には楨皮製がよい」という。海水と淡水と船を浮かべる場所によって詰めるマキハダの材質を変えていたらしい。しかし近年は、高野楨での製造がされなくなっているため、桧製が使用されているという。

### 3 製造過程

桜井での製造過程をみる。

## (1) 木から皮をむきとる

松の木のアラ皮をそぎとる。まず、3尺余りの幅で切り目を入れて、鉄製のヘラを差込みながら形成層あたりで皮と木部を取り分ける。次に、外皮と内皮を包丁で分ける。外皮は寺や神社の屋根に使用する「松皮」になる。マキハダ用として内皮部分を使う。

## (2) 皮を天日干しする

概ね5寸幅で長さ3尺の皮を川や池の堤防や広場に広げて干し乾かす。刈り取りが終わった田んぼ一面に広げられた「皮の絨毯」風景を記憶している地元の人が多いと聞く。

## (3) 水に浸けて晒す

皮に含まれている灰汁を抜くために水に晒す。池に浸ける場合は、皮10枚くらいを紐で束ねて夕方に入れる。水に浮かんでいる部分のアク抜きができないので、上下をひっくり返す必要がある。そのため夜半に、3m程の竹の先に引っ掛け鉤の付いた棒で作業がなされた。この作業がかなり重労働であった。

## (4) 天日干しする

一晩水に晒した皮を、再度天日干しする。

## (5) 室で乾燥する

十分乾かした皮を、「室」で人工的に乾燥させる。「室」は、煉瓦で四方を囲んだ6m×4m(大きさは様々)の半地下になっていて、蓋は木枠にトタンで防熱を施している。熱源は、木材を鋸で切る時に出来るおが屑を燃やすことによる。この火の管理が難しい。職人の勘が頼りになる。

## (6) 叩く

乾燥した板を7、8枚重ねて叩いて繊維をほぐす。機械化するまでは横槌を使って手で満遍なく叩いた。

## (7) ほぐして縄状にする

叩いて柔らかくなったものを足の第1指と第2指の



室内に内皮を並べておが屑の火で乾燥する

間に挟み、両手で捻じってほぐす。

その後、縄状に纏うと製品になる。

## 4 桜井における朝鮮人とマキハダ

桜井でマキハダを扱ってきた福土章介さんは、「始めた頃は日本人だけでしたが、最盛期には日本人3割、朝鮮人7割くらいだったと思います」と話した<sup>(2)</sup>。

『桜井町史』(1954年)にも、「この職業は随分埃<sup>ほこり</sup>の多いもので大部分朝鮮人が従事している」とある。

1920年代にはいと、大阪電気軌道(現近鉄)が1929年1月桜井駅を開業させ、1930年12月には参宮急行電鉄(現近鉄)が青山トンネルを開業させてさらに東進していく。この山越え谷越えの難工事に多くの朝鮮人労働者がたずさわってきた。トンネル工事など危険な仕事を経て一定の生活基盤ができてきた時、妻や子どもなどを朝鮮から呼び寄せて家族で暮らしていけるマキハダの仕事があったのである。

マキハダの仕事は、木の皮を剥がす・運ぶ・叩くなどの重労働と、縄纏いなどの軽労働に分けられる。軽労働は、子どもの労働が期待できる仕事であり、家族を総動員して収入を得ていたのである。軽労働にあたる部分は低賃金であり、長時間労働で補っていたということは言うまでもない。

## 5 マキハダ関連資料の展示

天理の夜間中学では、筆者が各地で調査を行う中で収集することのできた、マキハダに関する道具などを廊下に展示している。小さなコーナーであるが、事前に連絡をしていただければ見学が可能である。展示物は次の通り。

①マキハダ(松製/桜井・広島)(高野槌製)、②松皮、③松内皮、④高野槌皮、⑤皮剥き用ヘラ、⑥池作業用棒、⑦包丁、⑧打毛用石台と横槌、⑨室用かきませ棒、⑩縄纏い台、⑪てんびん秤、⑫台秤(以上桜井)、⑬タクリ(縄纏い台)、⑭横槌、⑮広島県マキハダ協同組合理事会議事録、⑯同封筒、⑰同エフ(以上広島)、⑱仕上げ用はさみ(輪島)、⑲マキハダと横槌(韓国)、⑳ヒカワ(マキハダ)半製品(青森)、㉑竹製サキヤリとヤトク(琵琶湖)、㉒鉄製サキウチとヤトコ(霞ヶ浦)。

## 註

- (1) 横山浩子「マキハダ一県内における松皮繊維利用の一例」『民俗博物館だより』85、奈良県立民俗博物館、2001年。
- (2) 本稿において「朝鮮人」とは、朝鮮半島出身者の総称として使用した。

## 国指定重要有形民俗文化財

## 「吉野林業用具と林産加工用具」の概略

森本仙介

## 1 経緯

平成19年(2007)3月11日付けで、当館所蔵の「吉野林業用具と林産加工用具」1,908点が国指定の重要有形民俗文化財となった。これは当館としては初めて、県内では5件目の指定であり、民具関係としては平成3年3月指定の「十津川郷の山村生産用具」に続いて2件目となる。

当館は、昭和49年(1974)に開館して以来、県内の伝統的な生活に関わる民具の収集・整理・展示に努めてきた。中でも開館直前の昭和46～48年に県下の市町村の専門調査員に委嘱した第1次収集(第1次・第2次所在調査)、さらに昭和54年に製造・信仰用具等を中心に市町村に寄贈を呼びかけた第2次収集を経て、昭和58年には、その一部「吉野の山村生産用具」1,226点が県の有形民俗文化財に指定された。

今回の「吉野林業用具と林産加工用具」も、この「吉野の山村生産用具」を核として新たな資料群に組み直す作業として、当初は主任学芸員(当時)の浦西勉氏のもと、平成14年度から着手されたものである。しかしながら、同氏が同年度(15年1月4日付)をもって県教育委員会に異動になったため、3ヶ月後の平成15年7月に新規採用(平成20年6月までの任期付き学芸員として)となった筆者が業務を引き継ぐかたちとなった。

浦西氏の当初の構想は県指定の「吉野の山村生産用具」を量質ともに拡充する方向で新たな資料群を形成しようとするものであり、そのため新たなコレクション名も「吉野の山村生産・生活用具」となっていた。つまり、信仰や社会組織なども総合した生活全般という形で、吉野山村の生活文化体系を民具によって描き出そうというものである。筆者も着任からしばらくは前任者の描いたこの構想を引き継いだ形での体系化を目指す方向を採用した。しかし、館蔵資料があまりにも偏在的で点的、断片的に収集され過ぎており、短期間に膨大な民具を新規に収集しなければならない現実に加え、国の指定を受けることのできるレベルでの詳細なデータ(調書)作成のためには、むしろその範囲を狭めることでの的を絞る必要があった。もっとも、吉野地域に対して深い知識と経験を持つ前任者と民俗・民具について全く素人からのスタートとなる筆者とでは能力の差が歴然としていたし、そもそも「吉野の山村生産用具」の県指定も当の浦西氏自身が担当

となって完成させたものであり、その内容についての理解の深度にも大きな差が存在していたことも事実である。

以上のように、広大な地域の生産・生活に関わる民具を短期間にカバーすることは困難であるとの判断から、まずは第一弾として吉野地方における林業、林産加工といった專業化された生業(商品生産)に焦点を絞った体系化を目指し、平成18年度を期限として完成させる戦略をとった。そして、平成14～16年度には、3,000点の資料の実測図と写真が揃えられた。

## 2 県指定から国指定への移行

県指定の有形民俗文化財「吉野の山村生産用具」1,226点は以下のような内容である。

## (A) 山樵関係

## (1) 柚用具

## (a) 伐採用具

## (b) ハツリ用具

## (2) 木挽用具

## (3) 搬出用具

## (4) 植林用具

## (5) その他

## (B) 木工関係

## (1) タルマル製作用具

## (2) 桶製作用具

## (3) 木地製作用具

## (a) 椀・盆

## (b) 杓子

## (4) 曲物製作用具

## (a) シャコ

## (b) ヤロウ

## (c) 三方

## (5) 箸製作用具

## (6) 経木製作用具

## (C) 漆関係

## (1) 漆かき用具

## (2) 漆塗り用具

上記の県指定民具は当博物館における収集成果の内から主として分類に相当する民具のリストアップ作業によって構成された資料群であったため、個々の資料

のデータの精度や体系的な厳密性については問題が残っていた。そこで、今回は、民具を分類ごとに再整理しながら、地域をある程度限定して—例えば、林業用具は川上村、割箸は下市町、樽丸は黒滝村・川上村・天川村、平杓子は天川村・大塔村—調査を進めた。

具体的には、一連の工程を文献や現地調査によって洗い出し、対応する個々の民具を特定し、不足している民具を補足収集することに努めた。また、地域の民俗をフィールドワークによって理解しながら、必要な民具を収集することに努めた。館蔵民具には国指定を受けるレベルでの資料情報の不足したものが多いため、現地での聞き取りによってデータを補足していくことも重要であった。これには民具のリストや写真、時には実物を現地に持って行って聞き取り調査を行うなどの方法をとることも多かった。調査、収集にあたっては民具の使用法や製作等といった民具の持つ物質面の情報に加え、個人や時代、地域差にも留意しつつ調査を行うことで、その背景の情報をできる限り収集することに努めた。また、古写真や記録映像、文書なども積極的に収集・複製し、データベース化することでコレクション化の一環として活用できるようにした。

そして、文化庁からの指導の結果、資料が体系的に(つまり、工程をほぼ再現できる質、量で)収集できなかった、C 1 (漆かき用具)、C 2 (漆塗り用具)、B 4 b (ヤロウ)、B 4 c (三方)は今回のコレクションからは除外して他日を期し、また先に指定となっている「十津川郷の山村生産用具」との重複を避けるため、十津川村から収集された民具もすべて除外することになった。この結果、今回の「吉野林業用具と林産加工用具」は、上記の県指定の中から撰ばれた718点を核とし、1,190点(平成15~18年度に新たに収集した974点を含む)を追加することで計1,908点となった。

### 3 「吉野林業用具と林産加工用具」について

今回、国の重要有形民俗文化財に指定された「吉野林業用具と林産加工用具」計1,908点は以下のような内容である。これは名前の通り(1)林業用具と(2)林産加工用具とに大きく分類される。

#### (1) 林業用具

- A 苗作用具
- B 植林・伐採用具
- C 木挽用具
- D 搬出・運搬用具
- E その他

#### (2) 林産加工用具

- A 樽丸製作用具
- B 桶製作用具
- C 割箸製作用具
- D 丸箸製作用具
- E 経木製作用具
- F 曲物製作用具
- G 平杓子製作用具
- H 坪杓子製作用具
- I 挽物製作用具



(1) 林業用具



(2) A 樽丸製作用具



(2) B 桶製作用具



(2) C 割箸製作用具

奈良県南部の吉野郡は、下市町・吉野町・大淀町・東吉野村・川上村・黒滝村・天川村・西吉野村・大塔村・野迫川村・十津川村・上北山村・下上北山村の3町10村からなり(平成17年9月25日より大塔村・西吉野村は五條市に合併したが、ここでは合併前の町村名で統一する)、県面積の6割を占める広大な山地である。



(2) D 丸箸製作用具



(2) E 経木製作用具



(2) F 曲物製作用具



(2) G 平杓子製作用具



(2) H 坪杓子製作用具

吉野林業が発達し、早くから木材の商品化が進んだ川上村を中心とする吉野川上流域の吉野東部に対し、吉野西部は十津川流域の深い谷に遮られたために出材が難しく、木材の商品化が遅れた地域である。そのため、ここでは東部とは異なり、スギ、ヒノキの人工林だけでなく天然林を含めた近世以来の多様な山林利用が見られる。

黒滝村や川上村、天川村の樽丸、下市町の割箸や桶などは吉野林業が生み出す優良なスギを材料にしたものである一方、吉野西部の野迫川村の丸箸や経木、天川村の曲物や平杓子、大塔村の坪杓子など、広葉樹を中心とした雑木林の利用は昭和30年頃まで継続していた。これら林産加工物の吉野における産地化には下市や五條、高野山などが消費地である都市との仲介役として果たした役割も忘れることはできない。資料は明治以降から昭和30年代にかけて使用されていたものが中心であり、吉野地方の山林利用の諸相を明らかにするものである。最先端の育林技術の波及と伝統的な天然林利用の変容。両者が共存した近代の山村の姿を具体的に映し出す資料として、本件が重要有形民俗文化財に指定されたことの意義は大きいと考えられる。

今後は資料の保存体制の確立が急務の課題となる。また、今年の秋に予定されている記念展示や来年の報告書の作成を通し、少しでも多くの方に自然とともに生きてきた吉野の人々の暮らし、民俗文化財への理解を深めていただけたらと考えている。

## 県指定有形民俗文化財 「奈良県の牛耕用具」の概略

岩宮隆司

### はじめに

当館で収蔵している「奈良県の牛耕用具」544点が、平成19年(2007)3月30日付けで、県指定の有形民俗文化財になった<sup>(1)</sup>。当館の収蔵資料が、県指定の文化財になったのは、24年ぶり2度めのことである。私は、教育委員会文化財保存課の指導の下、この牛耕用具の整理を担当してきた(図表①は、その経緯をまとめたものである)<sup>(2)</sup>。そこで、以下では、牛耕用具の概要と今後の展望を述べてみたい。

### 1 資料の特徴

今回、指定された牛耕用具は、明治時代の終わり頃から昭和時代の中頃に、県内の各地で使われていた道具である。これらの道具は、図表②の様に、3種類に大別される。その特徴は、主に、以下の5点にまとめられる<sup>(3)</sup>。

①当館に牛耕用具を寄贈して頂いた方への聞き取り調査によれば、昭和時代に使われていた牛耕用具は、図表②に示した道具でほぼ網羅している。②当館の牛耕用具は、(奈良県の中・南部は少ないが)ほぼ県内の全域から収集している。③当館の牛耕用具を比較検討すれば、県内の平野部と山間部における耕牛を媒介とした、生活の内実、共通点や相違点、地域性や時代性などが明らかになる。④当館の牛耕用具は、「現代社会から消え去ろうとしている過酷な労働を共に行い、家族の様に暮らしていた頃の、耕牛と人との関わり方や記憶」を具体的に示しており、民俗資料としての価値が高い。⑤当館の牛耕用具は、古代から近代にかけて、都の縁辺で日本的な農業体系を高度に発達させた奈良盆地およびその周辺で使われた道具であり、日本列島やアジアの諸地域との牛耕技術の交流や展開を具体的に示しており、歴史資料としての価値が高い。

### 2 資料の内容

#### (1) 耕牛に牽引させる道具

図表②の(A)は、牛耕の時に、耕牛に引っ張らせた農具(327点)であり、4種類に細別される。

(I)は、田植えや麦まきなどをする前に、土を掘り起こす道具(176点)である。犁は、「床」と呼ばれる部分の有無によって、有床犁と無床犁に大別される。

当館の収蔵資料は、全て有床犁であった。有床犁の形態は、長大な床に、「柱」と「柄」が接合されているもの(60点)、短小な床に、柄のみが接合されているもの(36点)、柄と一体化した床になっているもの(74点)、この3種類に分類しにくいもの(6点)に分かれる(それぞれ「長床犁・中床犁・短床犁」とも呼ばれる)。また、短床犁は、土を掘り起こす部分が、1箇所のもの(48点)、2箇所のもの(26点)に分かれる(それぞれ「一段耕犁・二段耕犁」とも呼ばれる)。

(II)は、田植えや麦まきなどをする前に、土を細かくする道具(118点)である。基本的には、掘り起こした土の塊を砕くために、(I)の後に使った。形態は、歯の形が、針の様なもの(87点)、鉋の様なもの(27点)、両方が組み合わせられたもの(2点)に分かれる。この3形態は、歯が、固定されたもの、回転するもの、両方が組み合わせられたものに細分される。従って、碎土機は、9型式に分類される<sup>(4)</sup>。

(III)は、田植えや麦まきなどをする前に、土を整地する道具(25点)である。植えるものに適した土の形態を作るために、(I・II)の後に使った。板馬鋤(10点)とは、代掻きの仕上げに、一般的に馬鋤と呼ばれる碎土機の「歯」に装着する道具である(「代掻き棒」とも呼ばれる)。形態は、碎土機の歯の前後、もしくは、前か後ろに付けられた板材(2点)と、歯にはめ込むための加工がされた角材(8点)に分かれる。培土機(12点)とは、麦や野菜などを植える畦を作る道具である(「谷揚機・溝凌機・作溝機」とも呼ばれる)。その中の1点は、寄贈者が犁を培土機に改良したものである。それ以外の11点は、製造会社などは異なっているが、形態差は、ほとんど見られない。作条機(3点)とは、麦や野菜の種を植える溝を畦の上に作る道具である。形態差は、ほとんど見られない。

(IV)は、田植えや麦まきなどをした後に、土を管理する道具(8点)である。(畜力用)除草機(2点)とは、夏期に、牛馬に引かせて水田の中耕除草を行う道具である。形態は、前側に並んだ3つの歯車の中で、中央は幅が広く、左右は幅が狭くなっているもの(1点)と、前側に並んだ3つの歯車の幅が、全て同じもの(1点)に分かれる。カルチベーター(6点)とは、CULTIVATOR(中耕機)を和訳したものであり、畑の中耕除草や土寄せなどを行う道具である。その中の1点は、形態的には碎土機の様であるが、「畦立用カルチベーター」と記されている。それ以外の5点は、何れも前方から後方にかけて、車輪・歯・培土板が付けら

れている。

## (2) 耕牛に装着する道具

図表②の(B)は、牛耕の時や牛小屋にいる時に、耕牛の体に付けられた道具(186点)であり、4種類に細別される。

(I)は、(A)の農具を引っ張るために付けられた道具(152点)である。牛耕装着用具一式(56点)とは、牛の体に付けられた道具の総称である。首木(53点)・耕鞍(55点)・ドロピキ(35点)などの牽引具が、縄などで連結されたままの状態に残されている。首木(42点)とは、牛の首に付けられた道具である。首木は、牛の首に固定するために、中央部にあけられた穴の有無によって、有穴首木(35点)と無穴首木(7点)に大別される。前者の形態は、穴に、「首かせ棒」と呼ばれる木が通されているもの(3点)、紐が通されているもの(26点)、通されていたものが現存していないもの(6点)に分かれる。後者の形態は、両端部以外に顕著な加工痕がないもの(2点)、両端部以外にも加工痕があるもの(5点)に分かれる<sup>(5)</sup>。耕鞍(30点)とは、牛の背中に付けられた道具である<sup>(6)</sup>。形態は、「杵木」と呼ばれる部分が、前側と後側にあり、両方とも牛の背中をまたいでいるもの(25点)、後側はハの字に分かれ、前側のみが背中をまたいでいるもの(1点)、後側はなく、前側のみが背中をまたいでいるもの(4点)に分かれる(それぞれ「双橋鞍・単橋鞍・独橋鞍」とも呼ばれる)。ドロピキ(24点)とは、首木や耕鞍などの牽引具と犁や馬鍬などの農具を連結するために使われた道具である<sup>(7)</sup>。

(II)は、耕牛を思い通りに動かすために付けられた道具(25点)である。鼻輪(11点)とは、牛を統制するために、牛の鼻に付けられた道具である。口籠(14点)とは、農作業の時に、牛が農作物や草を食べたり、噛みついたりしない様に、牛の口に付けられた道具である。

(III)は、耕牛の体を守るために付けられた道具(7点)である。牛の背あて(1点)とは、農作業の時に、牛の背中が痛くならない様に、背中と耕鞍の間に引いた敷物である。この敷物は、マニラ麻などで織った粗布のドンゴロスを用いたものである。牛の草鞋(5点)とは、牛の爪を保護するために、牛の足に付けられた履物である。通常農作業の時には、使わなかったが、砂利道を歩かせたり、町への運搬や牛の貸し借りのために遠出をしたり、する時にはかせた。牛の蚊よけ(1点)とは、蚊・虻・蠅などから牛を守るために、牛の体にかぶせた道具である。牛が少しでも動くと、スダレ状になっ

た紐がゆれ、虫を追い払う仕組みになっていた。

(IV)は、(I)から(III)に分類できない道具(2点)である。寄贈された時の状況を記した台帳によれば、牛の泥よけ(1点)とは、牛耕の時に、泥が飛び散らない様に、牛の体に付けられた道具である。牛のタスキ(1点)とは、牛の首にかける輪状にした細長い布のことである。このタスキには、「昭和三十八年度 第五回佐用郡犢牛品評会 主催佐用郡畜産養蚕農協連四等賞」と記されている。牛耕の最終段階に、寄贈者が博労から買った子牛がつけていた。

## (3) 耕牛の世話をする道具

図表②の(C)は、耕牛を世話する時に使われた道具(31点)であり、3種類に細別される。

(I)は、耕牛に餌を与える道具(20点)である。飼葉入れ(4点)とは、牛に食べさせる餌を入れる道具である。形態は、一般的に「飼葉桶」と呼ばれる円い桶の形をした器(3点)と、丸太を削り貫いたり、板材を組み合わせた器、して作った箱や船の形をした器(1点)に分かれる。また、寄贈者達への聞き取り調査によれば、少し離れた所で農作業をする時に、牛の弁当箱と呼べる様な、小さい桶を使っていた人もいた。押し切り(16点)とは、牛の餌となる藁や干し草を適当な長さに切る道具である。形態は、切る時に、刃が動かないもの(15点)と、刃が動くもの(1点)に分かれる(それぞれ「押金式押し切り・受金式押し切り」とも呼ばれる)。

(II)は、耕牛の小屋を清掃する道具(5点)である。肥打(4点)とは、堆肥や堆肥となる牛小屋に敷かれていた藁を掻き集めたり、移動させたりする道具である(「肥掻き」とも呼ばれる)。何れもU字形をした2本の歯が付いている。フォーク(1点)とは、干し草や牛小屋に敷く藁をすくったり、移動させたり、する道具である。4本の歯が、付いている。寄贈者達への聞き取り調査によれば、3本歯の肥打やフォークを使っていた人もいた。

(III)は、耕牛の体を清潔にする道具(6点)である。牛のクシ(3点)とは、牛の体をこすって、体に付いた糞を取ったり、体毛や体調を整えたり、する道具である。形態は、突起物が付けられた大根おろし状のもの(2点)と、獣毛や植物繊維などが付けられたブラシ状のもの(1点)に分かれる。まずは、前者を使って汚れを取り、次には、後者を使って仕上げた。牛の爪切り鎌(3点)とは、牛の爪を削って、砂利道で爪が割れたり、自分の体を傷つけたり、しない様にする道具である。



## おわりに

今後は、この指定文化財544点を分析して、奈良県の牛耕用具の「モノサシ」(基準)を作りあげたい。そして、そのモノサシを活用して、以下の3点を行いたい。

- ①県内の博物館や教育委員会とネットワークを形成し、各施設に収納されている牛耕用具の調査を行う。それによって、死蔵されている牛耕用具の意味づけを行い、息吹を与えると共に、県内の牛耕の地域性や全体像を把握する。
- ②今後、牛耕用具の寄贈依頼があった時、収集する資料と記録保存する資料の判断基準を設ける。現状では、記録保存システムの構築は、収納スペース問題の改善と民具研究の深化などにおいて、必要不可欠である。
- ③当館および奈良県全体で、牛耕に関する諸資料を包括的に保存し、公表していく。牛耕という生活様式を共有する国内・外の人が、何かを考えていく上で、訪れたり、参照したり、する施設や地域に育てていく<sup>(8)</sup>。

## 註

- (1)「牛耕」とは「牛を利用した農耕」、「耕牛」とは「農耕に利用された牛」、のことである。
  - (2)博物館の現状を踏まえ、以下の様な作業計画を策定した。①牛耕用具のコレクション化作業を進展させることで、収蔵資料の学術的な意義付けを行うと共に、収蔵状況の改善を目指す(コレクション化については、拙稿「奈良盆地の農業生産・生活用具—コレクション化に向けて—」(『民俗博物館だより』94、奈良県立民俗博物館、2004年)を参照)。
  - ②牛耕用具の整理作業を補助してもらうために、大学生と高校生による博物館実習を活用した。
  - ③新たな作業・収蔵空間を確保するために、特別展などの時にしか使わない企画展示室や資料の搬入がしにくい収納棚を活用した。
- 当館の現状や収蔵資料は、民俗資料を収納している他の施設と大差ないであろう。資料の所有者が、その気になって整理作業を行えば、指定文化財になる民俗資料は各地に眠っているに違いない。当館のコレクション化作業が、現状の打開と収蔵資料の指定文化財化を目指す方の参考になれば幸いである。
- (3)詳細は、河野通明「民俗博物館収集民具から奈良の古代を探る」(『民俗博物館だより』95、同上、2005年)と以下の拙稿を参照して頂きたい。「奈良市疋田町から収集した民具について—牛耕を中心に—」(『同上』92・93、2004年、本稿は、私案として、寄贈依頼の資料を収集する時もしくは記録保存する時の報告書を想定して執筆した)、「奈良県内の畜力用除草機」(『同上』97、2006年)、「たがやす—牛とくらしの日々—」(『同上』98、2007年)、「奈良県内における馬鍬の形態的な特徴」(『奈良県立民俗博物館紀要』21、2005年、本稿および以下の2稿は、「奈良県の牛耕用具のモノサシ(基準)」を作るための叩き台として執筆した)、「奈良県内における長床犁の形態的な特徴」(『同上』22、2006年)、「奈良県内の牛耕用具」(特別展図録『民具が語る暮らしの変遷—資料収集30年の軌跡—』、同上、2004年)、「県指定文化財になった牛耕用具」(『なら民俗通信』152、奈良新聞、2007年4月6日)。
  - (4)この中で、針状の歯が一行に固定されたものは、一般的には「馬鍬(マグワ・マンガ)」と呼ばれる。馬鍬は、土を細かくし

たり、ならしたり、する道具の名称として一般化している。従って、当初は、(A)の(Ⅱ)もしくは(Ⅲ)の小分類を馬鍬としていた。しかし、馬鍬という名称が、「ヒコウキマンガ」「コエダシマンガ」など、代掻き以外の道具名としても使われていること、馬鍬の本質的な形態や機能が、碎土機の範疇に含まれること、馬鍬は、東アジアにおける碎土機や乾湿田農業の発展過程から創出されたことから、ここでは、碎土機の一形態とした。

- (5)この中には、使用者がドロピキを転用したもの、登録者がドロピキを誤認したもの、が含まれていると考えられる。
- (6)寄贈者達への聞き取り調査によれば、「コグラ」と呼ばれることも多い。この名称は、荷鞍・鞆鞍・乗鞍や牛の体に比べて、小鞍であったこと、もしくは、耕鞍がなまったこと、に由来していると考えられる。
- (7)寄贈者達への聞き取り調査によれば、「鞆(尻繫)」と呼ばれることも多い。しかし、厳密に言えば、鞆とは、馬の頭・胸・尾につける緒の総称のこと、もしくは、牛の尻にかけて車の轆を固定させる緒のこと、である。従って、ここでは、前掲註(3)「奈良市疋田町から収集した民具について」などの聞き取り調査に基づいて、ドロピキという名称を使用した。しかし、『和漢三才図会』巻35などから、「尻枷」という名称の方が、妥当かもしれない。
- (8)地域性を明確にし、守り伝えていくことが、地域住民や地域社会の発展につながる。それが、場合によっては、観光に結びついていくのであろう。

年	月	日	内 容
16	—	—	県庁で保存課担当者による指導 (数回)
17	5	20	県庁で保存課担当者による指導
	10	6	
18	4	26	当館で保存課担当者による指導
	8	23	
	10	25	保存課担当者に11月10日付資料を提出
		2	
	11	16	
	21	文化財審議委員会への諮問	
19	2	15	当館で保存課担当者による指導
		20	当館で文化財審議委員と保存課担当者による指導
		23	文化財審議委員会の答申
	3	9	平成19年3月2日付教文第181号「奈良県指定文化財候補物件の指定同意について (依頼)」を受領
		16	平成19年3月14日付民博第44号「奈良県指定文化財候補物件の指定同意について (回答)」 「奈良県指定同意書」を文化財保存課へ提出
		28	文化財保存課による報道関係者への事前レクチャー
		30	平成18年度県指定文化財の告示
	7	19	平成19年6月11日付教文第55号「奈良県指定文化財の指定について (通知)」 「奈良県文化財指定書 (指定番号有民第25号)」を受領
			指定書の受領書を保存課担当者に提出

図表① 文化財保存課による指導の経緯

大分類	中分類	小分類	点数	
(A) 耕牛に牽引させる道具	(I) 耕土を掘り起こす道具	犁	176	
	(II) 耕土を細かくする道具	碎土機	118	
	(III) 耕土を整地する道具	板馬鋤	10	
			培土機	12
			作条機	3
	(IV) 耕土を管理する道具	除草機	2	
			カルチペーター	6

大分類	中分類	小分類	点数
(B) 耕牛に装着する道具	(I) 農具を牽引する道具	牛耕装着用具一式	56
		首木	42
		耕鞍	30
		ドロビキ	24
	(II) 牛を操る道具	鼻輪	11
		口籠	14
	(III) 牛を保護する道具	牛の背あて	1
		牛の草鞋	5
		牛の蚊よけ	1
		牛の泥よけ	1
	(IV) その他の道具	牛のタスキ	1

大分類	中分類	小分類	点数	
(C) 耕牛の世話をする道具	(I) 牛に餌を与える道具	飼葉入れ	4	
		押切り	16	
	(II) 牛小屋を清掃する道具	肥打	4	
		フォーク	1	
	(III) 牛の体を清潔にする道具	牛のクシ	3	
		牛の爪切り鎌		3

図表② 「奈良県の牛耕用具」の一覧

## 大阪の資産家に救われ奈良の農家に来た牛

岩宮隆司

本稿は、昭和15年(1941)頃のある耕牛について<sup>(1)</sup>、大和郡山市城町在住の吉村義雄氏から聞いた話をまとめたものである<sup>(2)</sup>。

吉村氏の姉は、昭和3年頃に、大阪市内にある立野家の本家に嫁いだ。その分家の叔父は、メリヤスをアメリカに輸出する会社(大阪市西区江戸堀)を創業し、一代で巨万を得た<sup>(3)</sup>。多い時には、1日で5万円の利益があった。その叔父が、77歳の頃、病気になった。3人の息子は、病氣平癒の祈願について話し合った。次男は、「父は、大阪天満宮の天神さんを信仰している。屠殺場で、天神さんの使いである牛を助けたら、御利益があるだろう。大阪の家では、牛を飼えない。本家の嫁の実家は、奈良で農業をしている。そこで、助けた牛を飼ってもらおう」と提案した。他の2人もすぐに同調し、本家の嫁と吉村氏に連絡した。

連絡を受けた吉村氏は、郡山駅から現在の近鉄電車に乗り、朝10時に、大阪の屠殺場(場所は不明)に向かった。次男は、屠殺場の人と交渉し、2歳頃の「赤牛」を200円で買った<sup>(4)</sup>。吉村氏には、150円ぐらいの牛に見えた。我々の足下を見て、金額を釣り上げたと思った。しかし、父の病氣平癒祈願と息子の経済状態からすれば、安い買い物であり、即決であった。

牛は、利口な家畜である。飼い主の指示がなくても、耕作中に反転する所を覚えていたり、田地から牛小屋まで、自分で帰ったりした。この赤牛は、数時間後に殺される予定であったが、ひょんなことから命が助かったことを悟り、喜んだのであろう。屠殺場の門を出た時には、モォーモォーと高々に吠えた。それを見ていた吉村氏と息子は、助けてよかったと思った。

吉村氏は、道行く人などから、奈良まで約40kmの道のりを聞きながら帰宅した(北葛城郡王寺町を通過したと思うが、行程は不明)。赤牛が、道中で車とすれ違った時に、暴れないかと不安だった。しかし、赤牛は、感謝の気持ちなのか、屠殺場から離れたたいという気持なのか、休憩もしないで、元気よく歩いた。息子からは、帰り際に、赤牛の飼料代として、100円をもらった。気前がいい人だと思った<sup>(5)</sup>。

本家であった吉村氏は、近所に住む分家の叔父と、2軒で1頭の黒牛(メス)を飼っていた<sup>(6)</sup>。吉村氏が、

連れ帰った赤牛を飼うことになったので、それまで飼っていた黒牛は、分家にあげた。以後、両家では、牛耕を止めるまで、それぞれ1頭ずつ飼った。

6・7ヶ月後、姉から、「叔父が死去した」と連絡があった。「本当は、赤牛が死ぬまで飼って欲しいと思っていた。しかし、今となっては、いつ赤牛を自由にしても構わない」と言われた。しかし、赤牛は、従順で体も大きく、感謝の気持ちもあってか、良く働いてくれた。すぐに手放す気には、なれなかった。しばらくは、家族の一員として、共に暮らし、農作業を行った。

4・5年後、牛の売買を行う博労が、奈良市山陵町から来た。成長した赤牛は、2歳半頃の仔牛(黒牛のメス)と交換され、どこかに連れて行かれた<sup>(7)</sup>。赤牛は、戦中・戦後の食料増産にも励んでくれた。今でも感謝の気持ちでいっぱいである。

上記の話は、人と牛の関わり方における2つの側面(家畜と信仰、殖産興業を支えた耕牛やメリヤス工業の状況、大阪と奈良の関わり方、資産家と農家の価値観など、近代化を突き進む日本の地域性と時代性、民俗性と歴史性、を端的に示している。強運を持った赤牛も、耕牛の宿命には、勝てなかったのである。

### 註

- (1) 「牛耕」とは「牛を利用した農耕」、「耕牛」とは「農耕に利用された牛」、のことである。平成19年(2007)7～9月に、3回、聞き取り調査を行うと共に、本稿の読み合わせを行い、誤認をなくした。
- (2) 話者は、明治44年(1911)生れの専業農家である。牛耕の時には、田地17反を耕作し、1反当たり米2.7石の収穫があった。
- (3) 話者によれば、当時は、大和郡山市柳町でもメリヤス(綿糸や毛糸などをループ状の集合体に編み、縮性を高めたもの)が作られ、この会社に運ばれていた。話者が作った果物を、この運送便で届けってもらうこともあった。
- (4) 屠殺場の人、黒牛(国産)より、赤牛(朝鮮系)の方が飼いやすいと勧めてきた。話者は、この時、初めて赤牛を見た。その後、昭和30年頃に、耕耘機を購入して牛耕を止めるまで、赤牛をほとんど見る事がなかった。話者によれば、地元では、屠殺場のことを「トンコツヤ」と呼ぶ。
- (5) 話者の感覚では、100円は現在の100万円に相当した。当時、4斗入りの米俵25本(10石)を売った時、百数十円もらった。100円札は、その時に見る程度であった。当時、1反の田地は、600～700円で売買され、1万円の貯金がある農家は、ほとんどなかった。
- (6) 話者によれば、地元では、このような飼育方法の牛を「アイヤウシ」と呼ぶ。両家では、1年中牛を飼っていた。
- (7) 別の耕牛の時には、以下の様なことがあった。耕牛の代金について、博労と庭先で1時間も交渉した。交渉が成立すると、博労と一緒にご飯を食べ、連れて行かれる耕牛にもご馳走を与えた。帰り際に、話者が「すぐにトンコツヤに連れて行くなよ」と言うと、博労は「これから高野豆腐を作っている山間に連れて行き、そこで2・3年おからを食べさせ、肥えさせるから、心配するな」と言った。



## 民俗公園だより

自生する樹木

川瀬 浩



前号(98号)に続いて、今回は9.6haの里山に自生する樹木について述べていこう。

平成15年度の樹木台帳調査では、里山部分の樹木については、<sup>しっかい</sup>悉皆調査ではなく6カ所のサンプル調査が行われているのみで、その点では現状を正確に把握しているとはいえないが、どういう樹木が生育しているかの状況はとらえられる。

サンプル調査による自生する樹木の多い方からのベスト10は表のとおりである(サンプルは5×5m四方6カ所としての結果。本数は推定)。

### 【高木】

たまたまサンプルをとった場所に認められなかった樹木にアカマツがある。昭和40年代からの松食い虫によるアカマツの衰退により、数量的には著しく減少しているものの、一番樹高の高い状態で所々に大木として見られる。このあたりのかつての里山の代表的景観の名残である。

高木として次に樹高の高いのがクヌギとコナラである。燃料革命といわれる石油燃料の各家庭での普及以前は、薪炭材の原料として一番用いられたのがこの2種であり、重宝されたが現在は炭の材料用に定期的に伐採されることもなく、結果的に高木として残ることになった。

高木本数のベスト10に入るほどではないが、里山内に散発的に見られる樹種にクロバイがある。樹高は5m程で目立つ高さではないが、4月上旬に樹木全体が白い花で覆われ、遠くからでもそれとすぐわかる。

民俗公園内の里山地区は、公園管理の面からある程度の中木、低木の管理がなされ、後継樹の抑制がなされている。しかし、周りの矢田丘陵の景観を見ていただければすぐわかるが、5月の若葉の頃にシイの木の花が遠目にわかるように、長期的にはシイ・カシ林に移行しており、里山も手入れがなされなければ、本来は、春日奥山のような照葉樹林になる過程にある。

### 【低木】

里山地区の低木については、サンプル調査の対象にされておらず、統計的な数量の把握はなされていない。

観察される種類としては、ネズミモチ、カマツカ、コバノガマズミ、ヤマウルシ、タラノキ、ヤマツツジ、モチツツジ、コバノミツバツツジ等で、その下に草本類としてのネザサやワラビ等が認められる。

低木による景観として特徴的な存在としてコバノミツバツツジがある。

早春のソメイヨシノ桜の咲く少し前に公園に来ていただければ、冬枯れの残っている景色の中に、そのピンク色の美しさが一段と映えるのでよく目立ちすぐわかる。関西の野山に春の訪れを伝えてくれる花である。

以前に、テレビ局からこの花の美しさを放映するにあたり、「公園全体で何本位あるの?」と聞かれ、さすがに本数を数えたことは無いので、答えに詰まってしまったものの、150本位ですと答えた。今後のために、一度は大雑把に数えようとも思うが、この樹木も公園の高木をある程度管理して林床に光が入るようにしているから自生できるのであり、高木が成長して鬱そうとしてくると、たちまち消えていく運命にある。

順位	種類	本数
1	ネジキ	7,700
2	サカキ	4,900
3	ソヨゴ	4,400
4	タカノツメ	2,800
5	コナラ	2,000
6	アラカシ	1,300
7	クヌギ	1,300
8	シラカシ	1,200
9	ヒサカキ	1,000
10	ヤマザクラ	600



里山内の高木ベスト10

里山内のコバノミツバツツジ

### 【訂正】

前号(98号)13頁のACCUユネスコ研修事業の受け入れ日「10月18日」は、「11月16日」の誤りでした。

### 奈良県立民俗博物館

開館時間：午前9時～午後5時(入館受付は午後4時30分まで)

※民俗公園内の民家集落は午後4時まで

休館日：月曜日(休日にあたる場合は翌日に振替)

年末年始(12月28日～1月4日)

観覧料：大人200円 大・高生150円 中・小生70円

※20名以上、団体割引あり

※65才以上、身障者と付添1名は無料

交通案内：近鉄郡山駅→奈良交通バス①のりば→「矢田東山」下車  
→北へ徒歩7分/公園・博物館利用者専用駐車場あり

奈良県立民俗博物館だより Vol.34 No.2 (通巻99号)

2007(平成19)年9月15日発行

編集発行 奈良県立民俗博物館

〒639-1058 大和郡山市矢田町545番地

TEL 0743-53-3171 / FAX 0743-53-3173

印刷 共同精版印刷株式会社

〒630-8013 奈良市三条大路2丁目2-6